

**岐阜市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

～岐阜市 教職員サポートプラン 2026～

令和8年4月
岐阜市教育委員会

目次

1.	計画の趣旨	1
2.	岐阜市の現状	1
3.	目標	2
4.	計画の期間	2
5.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
6.	関連する取組、今後のフォローアップについて	12

1 計画の趣旨

岐阜市教育委員会では、岐阜市教育大綱に基づき、学校・家庭・地域の誰もが生命の尊厳を理解し、互いに心を開く対話を重ね、一人ひとりが価値ある大切な存在として互いに認め合う教育を推進している。

また、岐阜市教育大綱では、以下の姿を目指す学校・教職員の姿としている。

**教職員が高い専門性を発揮しつつ、チームとして子どもと向き合い続け、
子どもも教職員もいきいきとチャレンジできる
信頼感に支えられた温かい対話と空間のある学校をつくる**

この姿に近づくために、学校における働き方改革、働きがい改革は必須である。

そこで、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら「岐阜市教職員サポートプラン2026」を策定する。

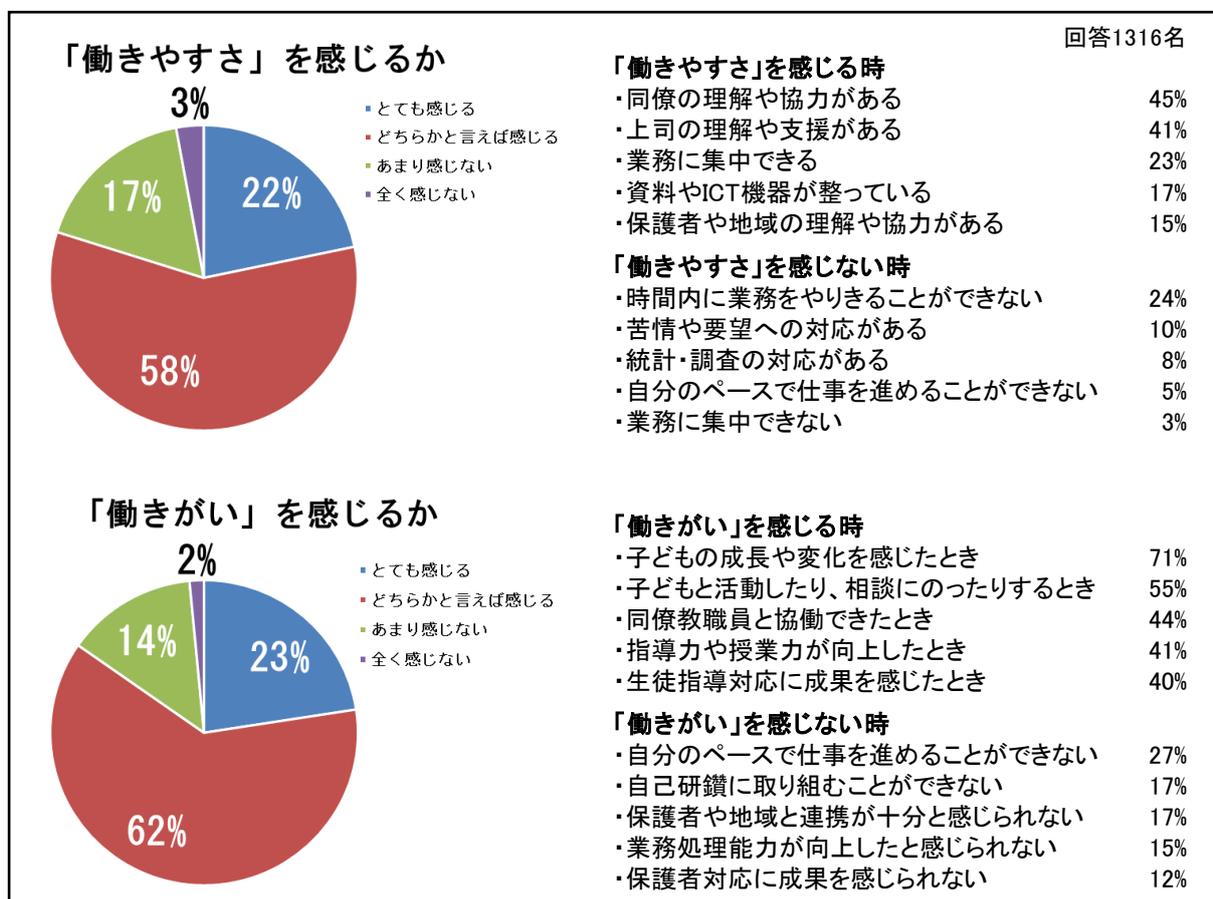
今後、定期的に進捗状況を把握するとともに、適宜改訂を行うことで教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちのよりよい教育につなげていく。

2 岐阜市の現状

本市では、教職員が授業を磨くとともに、教員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うために、平成30年2月、「岐阜市教職員サポートプラン2020」を策定し、人的配置、物的環境整備、事業や取組等の見直しによる3つの視点から30項目を掲げ、教育の質を維持しながら、教職員の勤務と労務管理の適正化を推進してきた。

今回、教職員が、「働きやすさ」や「働きがい」をどの程度実感しているか、意識調査をしたところ、次のとおりであった。

【令和7年度「働きやすさ」「働きがい」に関する意識調査結果】（令和8年2月）



- ・働きやすさを「とても感じる」「どちらかと言えば感じる」と回答した教職員は約78%であった。「同僚や上司の理解や協力、支援」「業務に集中できる」環境が働きやすさにつながっている。また、資料やICT機器の整備の充実が、物的環境として働きやすさを支えている。
- ・働きがいを「とても感じる」「どちらかと言えば感じる」と回答した教職員は約85%であった。主に「子どもの成長や変化を感じたとき」同僚教職員と協働できたとき」「指導力や授業力が向上したとき」などに働きがいを実感している。
- ・一方で、「時間内で業務をやりきることができない」「苦情や要望への対応がある」などを主な理由として働きやすさを感じることができていなかったり、「自分のペースで仕事を進めることができない時」「自己研鑽に取り組むことができない」などを主な理由として働きがいを感ずることができていなかったりする教職員もいる。

また、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（令和元年度比）】

	年度	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	R元	44時間12分	39.9%	9.2%
	R6	30時間38分	18.7%	1.3%
中学校	R元	51時間24分	38.2%	19.6%
	R6	35時間28分	30.6%	4.4%

令和元年度と令和6年度の1箇月当たりの平均時間外在校等時間を比較すると、小学校では一人あたり月13時間34分、中学校では月15時間56分の減少という成果が得られた。

また、時間外在校等時間が月45時間を上回る割合が小学校で21.2%減少、中学校で7.6%減少、月80時間を上回る割合が小学校で7.9%減少、中学校で15.2%減少と、大幅な改善がなされた。

この成果は、これまで各学校で行事等の精選や会議時間の縮減、登下校時刻等の日課表の見直しなどを行ってきたことが有効に働いたと捉えている。

文部科学省は、令和11年度までに「教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に、1年間の時間外在校等時間を360時間以下とする。一箇月あたりの時間外在校時間が45時間以下の割合を100%とする。」としており、本市においては、この目標を目安として、引き続き、子ども一人ひとりと向き合う時間のより一層の確保を目指し、教職員の勤務と労務管理の適正化を推進していく。

以上を踏まえ、教職員が高い専門性を発揮しつつ、チームとして子どもと向き合い続け、子どもも教職員もいきいきとチャレンジできる信頼感に支えられた温かい対話と空間のある学校をつくることのできるよう、下記の目標を設定し、計画を進めていく。

3 目標

- 「働きやすさをとても感じる」と回答する教職員の割合 80%以上
- 「働きがいをとても感じる」と回答する教職員の割合 80%以上

4 計画の期間

- 【短期取組期間】令和8年度から令和11年度まで取組、成果・結果を報告
- 【長期取組期間】令和11年度以降も取組、調査・研究を継続

文部科学省が「学校と教師の業務3分類」に示した19の業務の中には、岐阜市教育委員会がすでに「岐阜市教職員サポートプラン2020」の中で実施している業務や、今後改善を図る必要がある業務などが混在している。そこで、19の業務を以下のように再分類した。

- I すでに取組が実施され、今後も引き続き対策を継続する業務
- II 短期的取組で改善を図る業務（取組期間：R8～11）
- III 長期的取組で改善を図る業務（取組期間：R8～）

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物産の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



岐阜市版に分類・整理

		文部科学省が示す分類		
		学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務
岐阜市教育委員会の分類	すでに取組が実施され、今後も引き続き対策を継続する業務		<ul style="list-style-type: none"> ・学校の広報資料・ウェブサイトの作成 ・ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ・部活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業準備 ・学習評価や成績処理 ・学校行事の準備・運営 ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	短期的取組で改善を図る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ・放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・統計等への回答 ・校舎の開錠・施錠 ・児童生徒の休み時間における安全への配慮 ・校内清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間における対応
	長期的取組で改善を図る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の徴収・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校プールや体育館等の施設・設備の管理 	

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)教育職員「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

I すでに取組が実施され、今後も引き続き対策を継続する業務

① 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理【3分類⑦】

- ・教育委員会は、スクールサポートスタッフを全学校に配置し、学校の広報資料の印刷、配付等を行うようにしている。

② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理【3分類⑧】

- ・教育委員会GIGAスクール推進室が対応窓口となり、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理を行っている。
- ・教育委員会GIGAスクール推進室は、岐阜市ヘルプデスクや提携企業との連携を図り、保守・管理に専門的技術が必要な状況に応じて、環境の整備、トラブル対応を行っている。

③ 部活動【3分類⑬】

- ・教育委員会及びぎふ魅力づくり推進部は、令和8年度から、土日の部活動を地域クラブへの移行を実施し、原則教職員の休日の部活動に関する業務が生じないようにする。
- ・教育委員会は、平日の部活動において、部活動指導員と部活動社会人指導者の確保と配置を継続し、教職員の平日の部活動に関する業務の負担軽減を図る。

④ 授業準備、学習評価や成績処理【3分類⑮⑯】

- ・教育委員会は、スクールサポートスタッフを全学校に配置し、教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務を行うようにしている。
- ・教育委員会GIGAスクール推進室は、校務支援システム、自動採点システム等を導入し、児童生徒の評価や成績表、指導要録、高校入試の調査書等の電子化に対応している。
- ・作成した「コンパスカリキュラム」を授業準備の一助となるようにしている。

⑤ 学校行事の準備・運営【3分類⑰】

- ・学校は、修学旅行その他の学校行事に係る関係機関や業者との日程調整、物品の準備等の業務について、教職員と事務職員及びスクールサポートスタッフと協働しながら進めている。

⑥ 支援が必要な子ども・家庭への対応【3分類⑲】

- ・教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、岐阜市子ども・若者総合支援センターの発達支援係、自立支援係等の各種専門スタッフ等が、学校での生徒指導及び特別支援教育関係の校内会議へ積極的に参加するよう連携している。
- ・教育委員会は、地域補導委員会や、学校警察連携協議会等を活用し、医療・福祉・警察等の関係機関と学校の連携に関する研修を年3回以上実施し、関係機関と連携・協働の下、適切に役割を分担して支援を行うことのできる体制を整備している。
- ・教育委員会は、ハートフルサポーターやハートフル看護、介助員など特別支援教育にかかわる支援員、ほほえみ相談員やフリースペース支援員など不登校にかかわる支援員を配置している。
- ・教育委員会は、スクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童生徒に寄り添い、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加を防ぐ、専門的な知識・経験を有する学校外の専門家による教育相談体制を整備している。

II 短期的取組で改善を図る業務【取組期間:令和8年度～令和11年度】

教育委員会としては、教職員が専門性を発揮しつつ、チームとして子どもと向き合うことができるように、業務改善の取組を推進する。そのために、教育委員会、学校、家庭、地域が連携して、学校の教育活動の支援を図る。

しかし、教育課程内の活動については、教職員が子どもと向き合う大切な時間であり、積極的に外部の方に協力を要請して活動を推進するものではない。各学校や地域の実情に合わせて取り組むものとする。

⑦ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等【3分類④】

- ・教育委員会は、地域・保護者向けのチラシ、公式ホームページ、研修など様々な場や方法で、「岐阜市教職員サポートプラン2026」の周知に努める。
- ・教育委員会は、地域学校協力活動推進委員（以下、「支援推進コーディネーター」という）に働きかけ、地域学校協働本部、自治会連合会、見守りサポーター、交通安全協会、PTA、保護者ボランティア等に、教育活動などに地域の協力を得られるよう、連絡調整を行うことを依頼する。
- ・教育委員会は、地域の各組織が連携して学校を支援できるように、その中心的役割を担う支援推進コーディネーターへの研修や相談・助言等を行う。
- ・教育委員会は、学校をサポートしてもらうための学生ボランティアを募り、学校の教育活動への支援を得られるように、周辺大学に働きかける。
- ・教育委員会は、保護者向け連絡ツールや公式ホームページ、広報ぎふなどを通して、学校支援ボランティアを募り、学校支援ボランティア人材バンクを整えるとともに、学校に派遣できる仕組みをつくる。
- ・地域は、支援推進コーディネーターを中心に、各種組織及びPTA等が連携し、子どもが関わる地域行事の運営や、学校の教育活動への協力を行う。

期	業務	指標	現況 (R7)	目標 (R11)
短期	地域学校協働活動関係者間の連絡調整等	支援推進コーディネーターによる、地域との連絡調整が機能しているととても感じている学校の割合	28.6%	70%

支援推進コーディネーターを中心として、以下の取組を推進する体制を作る

⑧ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等【3分類①】

期	業務	指標	現況 (R7)	目標 (R11)
短期	登下校の見守り	保護者や地域等の方が、登下校時の見守り活動に頻繁に参加している学校の割合	44.4%	70%
		この活動により、教職員が子どもと向き合うことができた、ととても感じている学校の割合	25.5%	60%

⑨ 子どもの休み時間における安全への配慮【3分類⑩】

期	業務	指標	現況 (R7)	目標 (R11)
短期	休み時間の安全配慮	保護者や地域等の方が、休み時間の見守り活動に頻繁に参加している学校の割合	1.6%	※ 10%

期	休み時間の安全 配慮	この活動により、教職員が子どもと向き合う ことができた、とても感じている学校の割 合	14.3%	※ 30%
---	---------------	--	-------	----------

⑩ 校内清掃【3分類⑫】

欄	業務	指標	現況 (R7)	目標 (R11)
短	校内清掃	保護者や地域等の方が、校内清掃に頻繁に参 加している学校の割合	7.9%	※ 30%
期		この活動により、教職員が子どもと向き合 うことができた、とても感じている学校の割 合	50.0%	※ 80%

⑪ 給食の時間における対応【3分類⑭】

欄	業務	指標	現況 (R7)	目標 (R11)
短	給食の時間にお ける対応	保護者や地域等の方が、給食の時間における 対応に頻繁に参加している学校の割合	1.6%	※ 10%
期		この活動により、教職員が子どもと向き合 うことができた、とても感じている学校の割 合	14.3%	※ 30%

※⑨⑩⑪の項目については、教育課程内の活動であり、教職員が子どもたちと向き合う大切な時間であり、積極的に外部の方に協力を要請して活動を推進するものではない。各学校や地域の実情に合わせて、取り組むものとする。

⑫ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応【3分類⑯】

- ・教育委員会は、学校の教育活動外における子どもの行動や安全については、保護者が第一義的な責任を負うことを、市民、学校、保護者、地域関係団体等に、市の公式ホームページ、チラシ等で説明し周知を図る。また、学校にPTA総会で周知するよう、説明資料を作成する。
- ・教育委員会は、見守りサービスシステム「otta(オッタ)」を導入し、市民、学校、保護者、地域関係団体等に導入目的と普及への協力を、公式ホームページ、資料配布等で行い、提供企業と連携してシステムの適切な運用と管理を図る。
- ・教育委員会は、支援推進コーディネーターを通して、自治会連合会、見守りサポーター、交通安全協会、PTA、保護者ボランティア等に、放課後から夜間の見回り活動への協力を依頼する。

欄	業務	指標	現況 (R7)	目標 (R11)
短	放課後の見回り	地域等の方が、放課後から夜間などにおける 見回り活動に頻繁に参加している学校の割合	7.6%	60%
期		この活動により、教職員が子どもと向き合 うことができた、とても感じている学校の割 合	20.0%	50%

⑬ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【3分類⑤】

- ・教育委員会は、学校が保護者や地域との良好な関係を築くためのマニュアルを作成し、学校への相談・要望等への対応の質の向上と、保護者や地域との信頼関係の構築を図る。
- ・教育委員会は、学校が弁護士等の専門家から法的アドバイスを受けられるように、スクールロイヤー制度を継続する。
- ・教育委員会は、岐阜市版「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」及び対応フロー図を作成し、適切な初期対応力の向上と、過剰な苦情や不当要求等の未然防止を図る。
- ・教育委員会は、学校では対応が困難な事案が発生した場合は、子ども同士のトラブル、いじめに関する事案は学校安全支援課、学校及び教職員の対応に関する事案は学校指導課を対応窓口として、学校への助言・支援を行う。状況に応じて、保護者等への直接的な対応を行う。
- ・教育委員会は、正確な記録と対応の向上を目的として、各学校の電話機への録音機の取付を進めるよう検討する。

期	業務	指標	現況 (R7)	目標 (R11)
短期	学校では対応が困難な事案への対応	学校への過剰な苦情や不当な要求への対応に困難さを、とても感じている学校の割合	42.9%	30%
		学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアルを作成、整備	未整備	整備・活用

⑭ 調査・統計等への回答【3分類⑥】

- ・教育委員会は、学校に対する通知、調査依頼の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、ICT技術の活用による負担軽減を図る。
- ・教育委員会は、各課に報告する定型様式や各種対応マニュアルのデータを、業務内容ごとに分類、整理、保存し、教職員が利用できる仕組みをつくる。
- ・教育委員会は、学校事務体制の強化のため、令和8年度から共同学校事務室開設の準備を開始、令和11年度までの実施開始を目指す。

期	業務	指標	現況 (R7)	目標 (R11)
短期	調査・統計等への回答	報告する定型様式や各種マニュアルのデータが整理されており、市や県からの通知や依頼に効率よく対応できていると、とても感じている学校の割合	9.5%	80%
		報告する定型様式や各種マニュアルのデータを、共有できる仕組みを整備	未整備	整備・運用

Ⅲ 長期的取組で改善を図る業務【取組期間:令和8年度～】

⑮ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）【3分類③】

- ・教育委員会は、教材費を保護者が直接業者に支払う仕組みなど、学校が徴収金を徴収・管理する負担を軽減、削減させる施策を調査・研究する。

⑯ 学校等の体育施設の開放・管理業務【3分類⑨】

- ・教育委員会は、今後、体育施設へのリモートロックの導入を検討していく。
- ・教育委員会は、今後の学校プールの管理・維持の方法について、調査・研究する。

I すでに取組が実施され、今後も引き続き対策を継続する業務

期	番号	3分類	業務
継続中	①	⑦	学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
	②	⑧	I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
	③	⑬	部活動
	④	⑮⑯	授業準備、学習評価や成績処理
	⑤	⑰	学校行事の準備・運営
	⑥	⑲	支援が必要な子ども・家庭への対応

II 短期的取り組みで改善を図る業務【取組期間:令和8年度～令和11年度】

期	番	3分類	業務	指標	現況 (R7)	目標 (R11)
短期	⑦	④	地域学校共同活動関係者間の連絡調整尚等	支援推進コーディネーターによる、地域との連絡調整が機能しているとしても感じている学校の割合	28.6%	70%
	⑧	①	登下校の見守り	保護者や地域等の方が、登下校時の見守り活動に頻繁に参加している学校の割合	44.4%	90%
				この活動により、教職員が子どもと向き合うことができた、とても感じている学校の割合	25.5%	60%
	⑨	⑪	休み時間の安全配慮	保護者や地域等の方が、休み時間の見守り活動に頻繁に参加している学校の割合	1.6%	※ 10%
				この活動により、教職員が子どもと向き合うことができた、とても感じている学校の割合	14.3%	※ 30%
	⑩	⑫	校内清掃	保護者や地域等の方が、校内清掃に頻繁に参加している学校の割合	7.9%	※ 30%
				この活動により、教職員が子どもと向き合うことができた、とても感じている学校の割合	50.0%	※ 80%
	⑪	⑭	給食の時間における対応	保護者や地域等の方が、給食の時間における対応に頻繁に参加している学校の割合	1.6%	※ 20%
				この活動により、教職員が子どもと向き合うことができた、とても感じている学校の割合	44.4%	※ 70%
	⑫	②	放課後の見回り	地域等の方が、放課後から夜間などにおける見回り活動に頻繁に参加している学校の割合	7.6%	60%
				この活動により、教職員が子どもと向き合うことができた、とても感じている学校の割合	20.0%	50%

短期	⑬	⑤	学校では対応が困難な事案への対応	学校への過剰な苦情や不当な要求への対応に困難さを、とても感じている学校の割合	42.9%	30%
				学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアルを作成、整備	未整備	整備・活用
	⑭	⑥	調査・統計等への回答	報告する定型様式や各種マニュアルのデータが整理されており、市や県からの通知や依頼に効率よく対応できていると、とても感じている学校の割合	9.5%	80%
				報告する定型様式や各種マニュアルのデータを、共有できる仕組みを整備	未整備	整備・運用

- ・表の現況（R7）の数値は、令和8年2月に実施した「令和7年度「働きやすさ」「働きがい」に関する意識調査結果」の結果のうち、「とても感じている」と回答した割合。
- ・票の目標（R11）の数値は、「とても感じている」という回答に、「どちらかと言えば感じている」と回答した方が「とても感じている」と回答することを目標にしている。
- ・⑨⑩⑪の※印の項目については、教育課程内の活動として、教職員が子どもと向き合う大切な時間であり、積極的に外部の方に協力を要請して活動を推進するものではない。各学校や地域の実情に合わせて、取り組むものとする。

Ⅲ 長期的取組で改善を図る業務【取組期間：令和8年度～】

期	番	分類	業務
長期	⑮	③	学校徴収金の徴収・管理
	⑯	⑨	学校等の体育施設の開放・管理業務

(2)学校における措置の推進

① 適正な勤務時間の設定

- ・子どもの登下校時刻や、平日の部活動、学校の諸会議等、時間外勤務の削減を妨げる課題について検討し、教職員の所定の勤務時間を意識した登下校時刻を適切に設定して保護者に周知する。

② スライド勤務制・年間及び月毎の変形労働時間制による勤務時間の割振りの励行

- ・「超勤4項目」以外の業務について、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にやむを得ず命じざるを得ない場合の正規の勤務時間の割り振りを適正に行うために、スライド勤務や月毎の変形労働時間制等の措置を講ずる。

③ 教職員の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- ・標準授業時数1015時間を大きく上回ることがないように、学校教育計画を作成する。学校の状況に応じて、指導体制を精査、整備し、教育職員の時間外勤務の増加につながらないようにする。

④ 学校計画等の見直し

- ・学校で作成する計画は、業務の適正化の観点や、計画の機能性を高めカリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、計画の統合も含め、計画の内容や学校の実情に応じて真に効果的な計画の作成を推進する。

⑤ 学校行事等の準備・運営

- ・学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進めるとともに、地域や学校等の実情に応じて、地域行事と学校行事の合同開催等、行事の効果的・効率的な実施や、教育活動としての要素よりも地域の記念行事としての要素が大きい行事の地域行事への移行を検討する。
- ・カリキュラム・マネジメントの観点から学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める。

⑥ 学校の組織運営体制の見直し

- ・各学校における委員会等の組織や担当について、法令で義務付けられたものを除き、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、整理・統合を積極的に図り、会議の開催回数削減等の業務効率化を進めるとともに、校務分掌について、細分化を避け包括的・系統的なグループに分ける形で整理する。
- ・各主任等がミドルリーダーとして活躍するよう、単に持ち回りで分掌するのではなく、適材適所で主任を配置することを徹底する。
- ・若手教職員を学校組織全体の中で支える風土を醸成し、若手教職員が得意とする分野の能力を積極的に生かしながら、孤立することのない職場環境を築く。
- ・総務・財務等に通じる専門職である事務職員は、学校運営事務に関する専門性を生かし、より広い視点に立って、学校運営への参画を一層拡大する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ① 適正な勤務時間の設定
 - ・時間外在校等時間80時間を超える教職員を、早急に0%にする。
 - ・11時間インターバルを意識した、勤怠管理を推進する。

- ② 全教職員に対するストレスチェックの実施
 - ・労働安全衛生法に定めるストレスチェックについて、全ての学校における適切な実施を継続し、メンタル不調の未然防止に努める。ストレスチェック実施率100%を目指す。

- ③ ハラスメント等の速やかな対応
 - ・学校指導課のハラスメント等相談窓口を周知するとともに、公立学校共済組合や各種機関が実施している電話相談窓口等に関する資料を発出し、労働安全衛生管理の理解と相談時の即時対応、早期解決に取り組む。

- ④ 夏季休業期間における学校閉庁日の設定
 - ・夏季休業期間中の2週間程度を学校閉庁日として設定する（令和8年度は8月1日から8月16日の16日間）。会議や補充学習、研修、出張等の通常業務を行わない期間とし、教職員が年次有給休暇等の取得を推進できるようにする。

- ⑤ ノー残業デー実施の推進
 - ・全教職員を対象としたノー残業デーを全学校で実施する。ノー残業デーの確実な実施により、帰りやすい職場の雰囲気を生み出し、教職員各個人のタイムマネジメント能力の向上が図られるようにする。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告するとともに、岐阜市のホームページで公表する。
- ・学校での子ども等の指導・支援に当たる講師や支援員の確保のために、岐阜市教育委員会主催で、年2回、講師等説明会を開催する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムの出退勤管理ツールで把握し、その他の目標については、本市の教職員の働きやすさ・働きがいアンケートや、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会は、各学校の時間外在校等時間の状況を毎月確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導・助言を実施する。
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校、ハラスメント等の相談が上がった学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の指導・助言を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長会、教頭会、学校人事管理訪問等、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会やPTA役員会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、学校と教育委員会、市長部局が連携し、PTA総会や学校運営協議会等で、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「教職員サポートプラン2026」の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。